

Q.コンプライアンス強化に向けて どのような取り組みをしていますか？

「CSR経営」の基本は健全なマネジメント体制にあります。

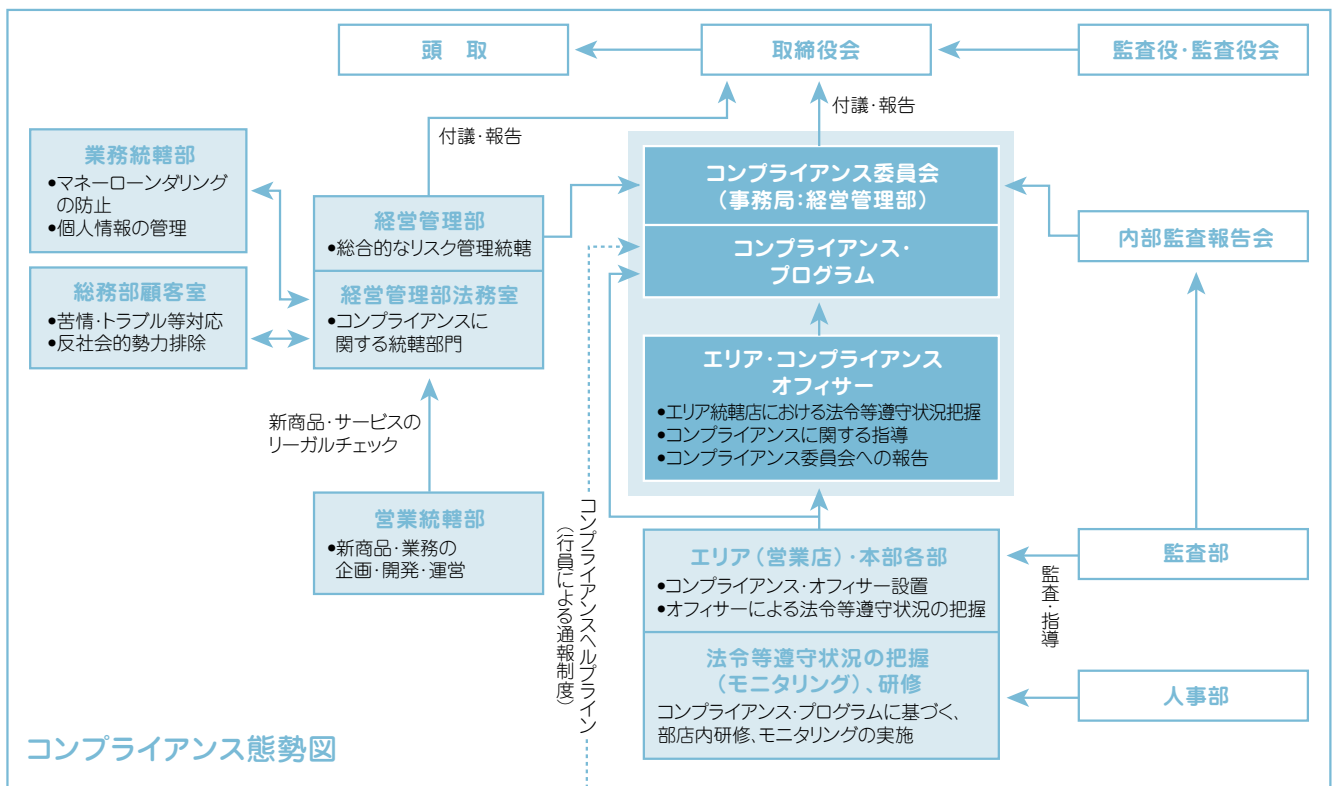
当行では、法令等の遵守はもちろんのこと、「倫理観」を持って行動し、誠実な企業活動を行うため、経営管理部法務室を中心に、この重要課題に全行あげて取り組んでいます。

🐦コンプライアンス態勢

法令等遵守を徹底するため、専務取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置（平成10年）。態勢強化のための計画書「コンプライアンス・プログラム」を期初に定め、1年間実施後に取締役会でその実施状況を確認しています。

また、業務運営現場におけるコンプライアンスを浸透・推進するため、全部店、各関連会社に「コンプライアンス・オフィサー（法令等遵守責任者）」を配置。部店内研修とその浸透度を確認するモニタリングを実施し、コンプライアンス態勢の整備に努めています。

このほか、金融商品販売法や消費者契約法、金融商品取引法などを収録した「コンプライアンス・マニュアル」を行内のイントラネットに掲載し、必要なときにいつでも誰でも閲覧できる仕組みにしています。



コンプライアンス態勢図



しがぎんVOICE

コンプライアンス・オフィサーの声

瀬田駅前支店 井上 千鶴

私自身が経験した中で、ある時上司から「心すっきりしよう」という言葉をいただきました。この言葉は、私のコンプライアンス・オフィサーとしてのカテゴリの一つになっています。社会人として、また普段においても滋賀銀行員として恥ずかしくない行員の育成に努めていかなければならない立場である事を、改めて認識するとともに身の引き締まる思いが致します。

🐦役職員による 内部通報窓口を設置

当行内での法令等違反を役職員の通報により早期に発見し、適切に問題を解決することを目的として、平成18年3月、経営管理部法務室内にコンプライアンスヘルプライン（24時間電話応対可能）を設置しています。





倫理観の強い行員の育成のために

心身ともに「クリーンバンクしがぎん」を実現するために、役職員の法令等遵守に全力をあげています。

全役職員に携帯用冊子「行動マニュアル」を配布して、法律や社会的規範を尊重した行動の徹底に努めるとともに、行内のイントラネットを活用して、融資・外交・事務などの職務担当者別、階層別に定期的に研修を実施。役職員のコンプライアンスマインドの高揚に取り組んでいます。



ここに注目

不祥事件防止ビデオの制作

当行では、不祥事件の再発防止を目的に、これまでに発生した事例等を題材とした独自の教育用ビデオを平成20年4月に制作し、コンプライアンスの徹底に努めています。

滋賀銀行の行動規範

1.信頼の確保と社会的責任の遂行

銀行の公共的、社会的使命を十分に認識し、CSR（企業の社会的責任）を果たすことにより、揺るぎない信頼の確保に努めます。

2.質の高い金融サービスの提供

お客さまに提供する商品・サービスについて、常に創意と工夫をこらし、社会の発展に貢献します。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

4.社会とのコミュニケーションの充実

経営情報等の積極かつ公正な開示により、顧客、株主、地域社会等とのコミュニケーションを図り、透明な経営の確保に努めます。

5.役職員の人権の尊重による働きがいのある職場づくり

役職員の人権と個性を尊重し、各人の能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりに努めます。

6.環境経営の推進

省資源に努めるとともに、地域社会と連携して環境保全に貢献する「環境経営」を積極的に展開します。

7.社会貢献活動の充実

郷土を愛し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、文化や福祉活動等の多面的な社会貢献活動の充実に努めます。

8.反社会的勢力の排除

健全な市民社会に脅威を与える反社会的勢力は断固排除します。以上

財務報告に係る内部統制への対応

平成20年4月より金融商品取引法に基づく内部統制報告制度が適用開始となりました。

当行グループの「財務報告に係る内部統制」の企画、統轄、評価を実施する専門部署として平成20年6月、経営管理部内に「内部統制グループ」を新設し、決算財務報告に関連する業務プロセスの文書化から有効性評価を実施するなど、内部統制報告書提出に向けて準備を進めております。



個人情報保護

当行は「個人情報の保護に関する法律」の施行（平成17年4月）に伴い、7項目からなる「個人情報保護方針」を制定するとともに、「個人情報の取り扱いについて」を公表し、個人情報を利用する際の「業務内容」「利用目的」などを行内外に明らかにしています。

ホームページをご覧ください！

<http://www.shigagin.com/>

▼
お客さまサポート

▼
「個人情報保護方針」

▼
「個人情報の取り扱いについて」

内部統制システムの整備状況

当行では、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築に関する基本方針を取締役会において決議し、業務の適正を確保する体制の整備に努めております。

ホームページをご覧ください！

<http://www.shigagin.com/>

▼
お知らせ

▼
「内部統制システム構築に関する基本方針」



しがぎんVOICE

模擬裁判参加者の声

システム部 山岡 潔司

模擬とはいえ、本番さながらの刑事裁判に裁判員として参加するという得難い経験をしました。最終、法律という手段で解決するほかない、重く、苦しい当事者を前に、裁判官とともに評議を行い、量刑を決定する責任の重大さを思い知りました。私たち一般市民が司法とかわる裁判員制度への理解を深め、今後の運用を見守りながら、社会全体が良い方向へ向かうことを切望します。

TOPICS

裁判員制度への取り組み

平成21年5月に開始される裁判員制度を前に、平成20年6月、大津地方裁判所で模擬裁判が開かれました。テーマは「殺人未遂」で、当行行員を含む裁判員らは審理から判決までの一連の流れを体験。当行は、CSRの観点から裁判員制度の開始に向けて、行員への支援体制も含め積極的に取り組んでいます。